

## 「資格確認」\* はお済みですか？

\* PDF 等の添付ファイルによる「仮」確認を含みます。

注：「仮」を含む資格確認が完了していない志願者は 12 月 20 日以降のオンライン出願はできません。  
資格確認がないまま出願しても認められませんのでご注意ください。その場合、入学考査料は返金できませんのでご了承ください。

やむを得ない事情でオンラインでの出願ができない場合は必ず事前にご相談ください。

### オンライン出願後、提出が必要な書類について

全員共通で必須の郵送書類は以下の 2 点のみです。（1 月 30 日～2 月 5 日必着\*）

\*海外からの郵送の場合、1 月 30 日以前到着分も受理しますが、必ずご一報ください。

各項目に付記した(カナ)は要項 4 (2)の記号に対応しています。

- ・自己 P R カード(HP よりダウンロード、手書きまたは EXCEL 入力) (イ)
- ・在留証明書(原本) (場合によりそれに代わる海外在留を証明する書類) (ク)  
(資格確認時に使用したものです)

以下、追加書類を含めて、場合を分けて説明していきます。

なお、国内中学校または日本人学校の調査書を除き、志願者本人が簡易書留等、追跡可能な方法で郵送するのが原則です。

ただし海外からの郵便事情等により、志願者が中学校(日本人学校)から厳封した調査書を受け取り、他の出願書類と一緒に郵送していただいても結構です(その際は必ずメールでお知らせください)。

### ● すでに家族と帰国し、現在都内に在住で志願者が都内の中学校に在籍している場合

- ・自己 P R カード (イ)
- ・在留証明書 (ク)
- ・中学校調査書(中学校より送付)◆ (エ)  
◆中学校担当者様：調査書一覧と一緒に送ってください。一般受検生もいる場合は一冊で結構です。

\* 3 月まで都外に在住している場合、入学までに転居する証明が必要となりますので個別にご相談ください。 (キ)

● 志願者はすでに帰国し日本の中学校に在籍しているが、4月以降も保護者のどちらか（父または母）が帰国できない場合

上記2点に加え以下の書類の郵送提出が必要となります。

ただし、志願者が都内在住で都内の中学に在籍している場合、理由書は不要です。

- ・理由書（オ）
- ・勤務証明書（在留証明書の下欄）（オ）

● 海外に在住したまま出願する場合

- ・自己PRカード（イ）
- ・在留証明書（ク）
- ・帰国等に関する申立書（ウ）

・現地校またはインター校に在籍の場合、最終学年の成績証明書、修了書、卒業証明書等を上記3点と共に郵送（エ）

（海外校の成績証明書等がオンラインのみ発行の場合はプリントしたものを郵送、  
または在籍校より三田高校宛のメールに添付し送付してもらう）

または

- ・日本人学校に在籍の場合、調査書（日本人学校より送付）◆（エ）

◆中学校担当者様：調査書一覧と一緒に送ってください。一般受検生もいる場合は一冊で結構です。

さらに4月以降も保護者のどちらか（父または母）が帰国できない場合、上記に加え以下の書類の郵送提出が必要となります。

- ・理由書（オ）
- ・勤務証明書（在留証明書の下欄）（オ）

4月以降、保護者が帰国できず志願者のみが帰国する場合は、さらに以下の書類の郵送提出が必要となります。

- ・身元引受人承諾書（カ）